

大

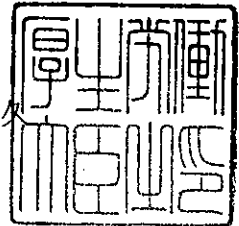
参考1

厚生労働省発基1111第11号  
令和2年11月11日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に  
基づき、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」（別紙）につい  
て、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

一 労働基準法（以下「労基法」という。）第八十九条の規定により使用者が就業規則の届出をするに当たって労働基準法第九十条第二項の規定により添付すべき労働者を代表する者の意見を記した書面について、当該労働者を代表する者の氏名を記載したものでなければならぬこととする。

二 労働基準法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他必要な書類について、使用者はこれに氏名を記載して行政官庁に提出しなければならないこととする。

三 労働基準法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して当該届出等を行う場合には、二の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を

活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することをもって代えることができることとする。

#### 四 解雇制限

解雇予告 除外認定申請書、解雇予告除外認定申請書、非常災害等の理由による 労働時間延長 許可申請書  
解雇予告 除外認定申請書、解雇予告除外認定申請書、非常災害等の理由による 休日労働 届

#### 請書

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書、集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書、企画業務型

裁量労働制に関する報告、休憩自由利用除外許可申請書、  
断続的労働 監視 に従事する者に対する適用除外許

可申請書、高度プロフェッショナル制度に関する報告、職業訓練に関する特例許可申請書、業務傷病に関する重大過失認定申請書、適用事業報告及び預金管理状況報告の様式について、使用者が押印をする欄を削ることとする。

五 貯蓄金管理に関する協定届、一箇月単位の変形労働時間制に関する協定届、清算期間が一箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届、一年単位の変形労働時間制に関する協定届、一週間単位の非定

型的変形労働時間制に関する協定届、  
時間外労働  
休日労働  
に関する協定届、  
時間外労働  
休日労働  
に関する労使委員会の決

議届、  
時間外労働  
休日労働  
に関する労働時間等設定改善委員会の決議届、  
事業場外労働に関する協定届、  
専門業

務型裁量労働制に関する協定届、  
企画業務型裁量労働制に関する決議届及び高度プロフェッショナル制  
度に関する決議届の様式について、  
使用者が押印をする欄を削ることとともに、  
様式に記載のあ  
る労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である旨又は労働者の過半数を代表す  
る者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者（以下この号において「過半数代表者」という。

）である旨及び当該記載が過半数代表者のものである場合に当該過半数代表者が労働基準法施行規則第  
六条の二第一項各号のいずれにも該当する者である旨を示すチェックボックスを設けることとする事  
こと。

六 その他、所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 事業附属寄宿舎規程の一部改正

一 労基法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、事業附属寄宿舎規程第一条に規定する

寄宿舍に寄宿する労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならぬこととする。

#### 設置

二 寄宿舍移転届、事業附属寄宿舍規程第三十六条による適用特例許可申請書及び事業附属寄宿舍規程第三章適用除外許可申請書の様式について、使用者が押印をする欄を削ることとする。

第三 年少者労働基準規則の一部改正

使用許可申請書、交替制による深夜業時間延長許可申請書及び帰郷旅費支給除外認定申請書の様式について、使用者が押印をする欄を削ることとする。

第四 最低賃金法施行規則の一部改正

(略)

第五 建設業附属寄宿舍規程の一部改正

一 労基法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、建設業附属寄宿舍規程第一条に規定す

る寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならぬものとする  
こと。

#### 設置

二 寄宿舎移転届の様式について、使用者が押印をする欄を削ることとする。

#### 変更

第六 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正

一 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（以下「賃確則」という。）第九条第二項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して賃確則第九条第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることができることとする。

二 賃確則第十四条第一項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して賃確則第十四条第一項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏

名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録に記録することを  
もって代えることができることとする。

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

#### 第七 施行期日等

一 この省令は、令和三年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。